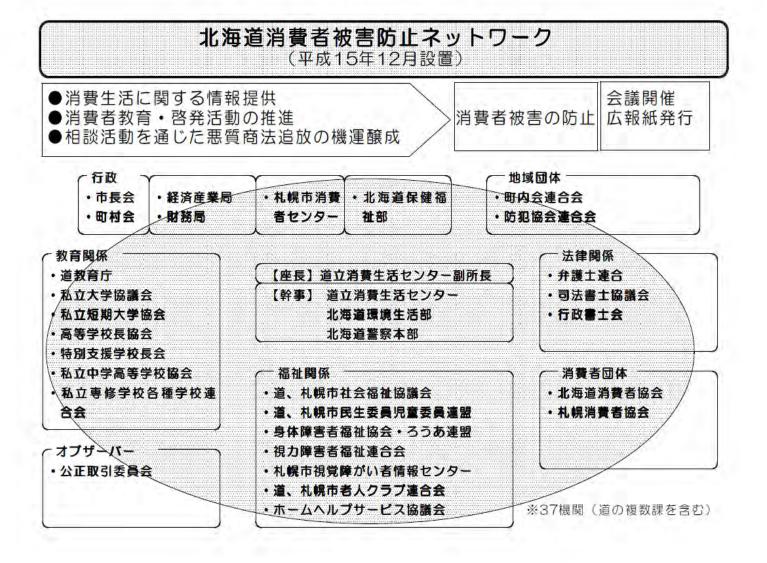
資料28 北海道事例「消費者被害防止の取組」(1/3)



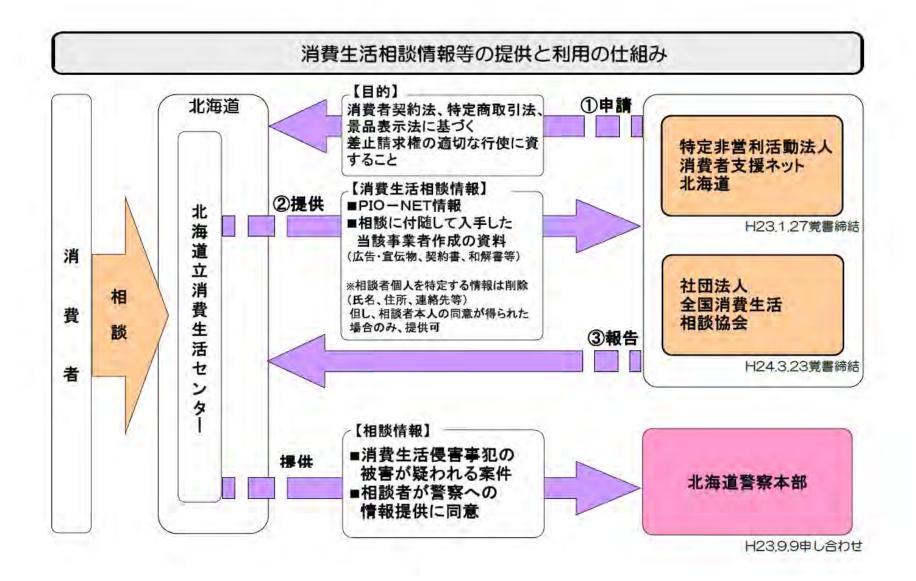
資料29 北海道事例「消費者被害防止の取組」(2/3)

道内地域消費者被害防止ネットワーク

- ロネットワークづくりの推進 🖚 北海道消費者協会 雄 北海道
- □主な活動 ⇒ 消費生活情報の収集・提供・共有、啓発、高齢者等の見守り、 相談窓□の紹介
- □中心的役割 ➡ 市町村(センター)、地域協会 ◆ 包括支援センター等の活用
- □主な構成団体 □ 自治体、消費者協会、警察、福祉関係団体、町内会、企業
- □課題 □ ①中心となる機関の考えが活動状況に大きく影響 ②個人情報の扱いに対する認識に差異



資料30 北海道事例「消費者被害防止の取組」(3/3)



資料31 足立区事例「孤立ゼロプロジェクト」



"あなたのちから"を貸してください

ぜひ、お近くの「地域包括支援センター」へ

ちょっとした

気づかいの活動です

あなたにも出来る!寄り添い支援活動

- ◆道であったらあいさつ、世間話をします。
- ◆買い物帰りなど玄関先でお話します。
- ◆地域のサロン活動・行事、住区センター・悠々館における 居場所を紹介します。





広がる地域のつながり



社会的孤立を減らすため、寄り添い 支援活動を進めます。この活動には "あなたのちから"が必要です。



地域の人々との出会いがあなたの財産となると 同時にあなたはまちの財産になります。

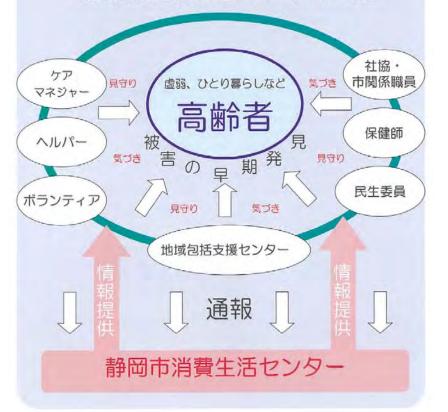
資料32 静岡市事例「高齢者見守りネットワーク」

地域で連携しトラブル早期発見!!

静岡市では、消費生活センターを中核として、地域包括支援センターや民生委員、高齢者の生活に密接したサービスを提供している民間業者との連携により、悪質商法による被害の早期発見・早期解決・拡大防止のための事業を実施しています。

高齢者の身近な人々による被害発見の仕組み

▽静岡版高齢者見守りネットワークイメージ図



- ●通報から、解決までの流れ
- <ネットワークの方々のための対応マニュアル>
- ①訪問先で ・相談された ・被害を発見 ・被害を予見 したら



②静岡市消費生活センターへの相談を勧めてください



③静岡市消費生活センターへ状況を通報してください



※本人が相談を望んでいない場合でも、その後の対応方法を消費生活センターからアドバイスします。

④静岡市消費生活センターが通報者と連携し 状況の調査を行います



- ○内容の聞き取り・関係書類の確認
- ◎被害当事者から意思の確認
- ◎家族へ連絡
- ※消費生活センターに本人が一人で来ることが出来ない場合、同行依頼や地域包括支援センターでの消費生活相談員の聞き取りなどを行います。
- ⑤必要に応じ、静岡市消費生活センターが事業者と交渉 その結果・・・相談解決!!
- ◎判断力が低下されている相談者については、消費生活センターから、ご本人の了解を得て各関係機関へつなぐこともあります。